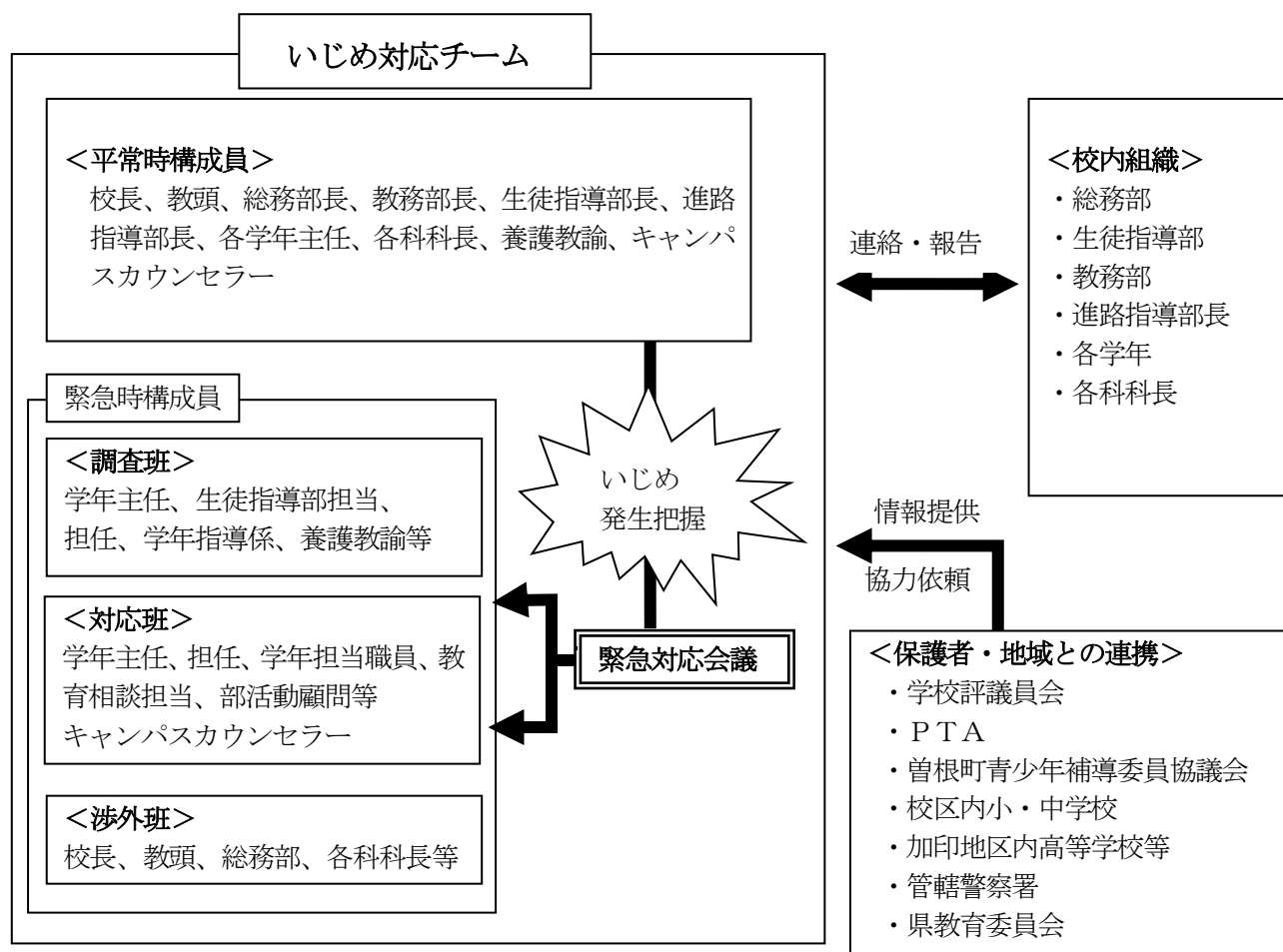


校内の指導体制および関係機関

- 1 いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心に「いじめを生まない土壌づくり」のための「予防的」「開発的」な取り組み（人権教育、体験教育、特別活動等）を学校全体で組織的に展開する。（未然防止）
- 2 「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的な対策を行う。
 - (1) いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修の場で取り上げて、職員間の共通理解を図る。
 - (2) いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。
 - (3) 組織が有効に機能しているか定期的に点検・評価を行い、生徒の実態に応じた取組ができるように改善に努める。



*定例のいじめ対応チーム会議は、学期に1回行う。

*いじめ事案の発生時は、いじめ対応チームを召集し、緊急対応会議を開き、事案に応じて調査班・対応班を編成し対応する。